

知的財産権で繁栄する国家と それを拒絶するネット社会

村山 博

目次

1. はじめに
2. 国家と知的財産制度
 - 2.1 知的財産制度を持たない国家
 - 2.2 輸入特許を認める国家
 - 2.3 小発明も知的財産権にする国家
 - 2.4 基本特許のみを知的財産権にする国家
 - 2.5 国家と知的財産権の関係
3. 米国の知的財産国家戦略
4. ネット社会の知的財産権
 - 4.1 ネット社会における知的財産権の存在意義
 - 4.2 ネット社会の知的財産の特徴
5. まとめ

1. はじめに

日本が知的財産立国を宣言しイノベーションを国策として推進する理由は、日本が情報技術革新におけるグローバル競争の勝者になり、産業発展と国家繁栄を目指すためである。日本は、過酷な知的財産獲得競争に勝ち抜く企業を数多く輩出させ、外国企業の追随を許さない日本の技術開発力や研究開発力を確立しようとしている。しかし、知的財産権という合法的な市場独占権

を手に入れた大企業が、技術開発力に乏しい企業を苦しめ、その格差を増大させることができなくなつたため、この政策は国全体から見れば技術開発力を低下させているとの意見もある。

本論文は、知的財産制度が本当に国家繁栄と直結しているかという論点に対し、国家と知的財産制度の関係を歴史的に俯瞰し、知的財産先進国である米国の知的財産制度の変遷を考察するものである。更に、本論文は、国家が特定の企業だけに情報独占を長期にわたり保証する知的財産制度と、グローバルな視点ですべての人に対し平等に情報共有や情報公開を目指すネット社会の矛盾を考察し、知的財産権で繁栄する国家と知的財産権を拒絶するネット社会が共存する現代社会の問題を浮き彫りにするものである。

2. 国家と知的財産制度

日本の特許法第1条によれば特許の目的は産業の発達である。しかし、特許法は発明企業だけに排他的独占権という大きなメリットを与えるため、他の企業が20年間の長きに亘り発明企業による市場独占を甘んじて受け入れなければならない、その発明に関する分野の企業の開発意欲を減退させることは確実であり、本当に特許法は日本の産業の発達に寄与しているか疑問が残る。知的財産権の持つ排他的独占権が企業の自由競争を阻害し、逆に産業の発展を停止させいるのではないかとの意見も少なくない¹⁾。

1) 一般的に、企業は他社の知的財産権を回避するため、知的財産権の強化策は技術進歩を遅滞させる。つまり、競争企業が特許を取得した分野をあえて研究開発する企業は少なく、他社特許の動向を見て自社の開発テーマや開発方針を変更する企業が多いため、知的財産権が企業間競争を阻止し、イノベーションや技術進歩を遅らせる働きを持っている。更に、知的財産の権利範囲拡大や保護強化の政策は、一見、国の研究開発や技術開発を促進しているように見えるが実際の企業活動では逆の場合が多く、広く強い権利範囲を持った企業の知的財産権に対し、莫大な費用と労力をかけて後から開発する企業は少なく、知的財産権の強化は国の研究開発の競争を弱め、イノベーションを遅滞させることが多い。また、知的財産権のライセンスや特許プールによる競争相手の減少が開発競争をなくし、国家全体の技術開発力を弱体化させる。また、知的財産重視の政策は企業間競争の勝ち負けが明確になるため、企業は競争に勝てば巨額の利益を得、負ければ莫大な損失をこうむる。この開発リスクの高さが経営者の開発意欲を希薄化させ、経営

知的財産権は常に国家の産業の発達に寄与するわけではないため、国家は自国の置かれた状況を考え自国に都合の良いさまざまな知的財産制度を採用してきた歴史がある。つまり、知的財産制度が発展した国家が必ずしもその国の産業を発展させているのではなく、それぞれの国家の技術開発力や生産能力や市場規模などを総合的に考慮した最適な知的財産制度が国家繁栄に寄与すると考えられている。このような観点から、国家の技術水準に適合した知的財産制度を次の4つに分類し説明する。

2.1 知的財産制度を持たない国家

これは、高い技術水準を持つ外国企業の知的財産権による自国の市場独占や一方的な利益搾取から自国企業を保護するため、自国企業が外国企業の知的財産権を模倣することを合法化して国家繁栄を目指す国家である。

この国家はあえて知的財産制度を採用しないため、知的財産権による市場独占が発生せず企業活動は完全な自由競争が基本になる。そのため、技術開発力以外の資金力や生産力や販売力を持つ企業が市場を制する可能性が高い。また、その市場における自由競争は外国で知的財産権を取得している技術の模倣でもこの国内では権利侵害にならない。しかし、この国では他社の技術の模倣が違法ではないため、企業は自社で独自に開発するインセンティブが少なくなり、費用や人材をかけて開発する企業の意欲が減退し、外国企業に比べ技術開発が遅れる傾向が高くなる。更に、知的財産制度がなく情報公開されないため重要な情報が秘密になり国内での技術の普及が進まないため、国家全体の技術水準が向上せず、世界の技術開発競争から取り残される可能性が高い。

この国家の特徴は、自国より格段に進んだ技術開発力を持つ外国企業が自国の特許や市場を独占することを防ぎ、脆弱な自国企業を保護するために、

者は例外なく知的財産重視政策を強く望まない。更に、この知的財産重視政策は、膨大な知的財産訴訟費用を伴うことが多いため、資金の少ない中小企業の経営者にリスクの高い独創的な開発テーマを放棄させる場合が多くなる。

あえて知的財産制度を保有しないことで、外国企業を排除する保護主義的な色彩が明瞭なことである²⁾。しかし、この国家は外国企業を排除すると同時に、自国企業の技術開発力の更なる低下を招いていることに気づいていない場合が多い。一見するとこの国家は外国企業の特許権を模倣することにより企業活動が活発で国家の産業が発展しているように見えるが、自国企業の技術開発意欲の低下や研究開発力の弱体化は明白であり、知的財産権の獲得競争で鍛えられた外国企業と知的財産権の獲得競争がないため闘争心を忘れた自国企業との実力の差はますます拡大することになる。

この知的財産制度を持たない国家は、自国の技術水準が外国企業に比べ低い場合だけでなく、その周辺国が知的財産制度を持たない国が多いことが考えられる。たとえば、知的財産制度を持つ国は特許情報を公開させ自国企業の技術水準の向上を目指すが、この情報の公開は自国企業だけでなく知的財産制度を持たない周辺国にも公開することになり情報の不公平を招く³⁾。すなわち、その国の周辺において知的財産制度を持つ国が多いか否かが、知的財産制度を持つか持たないかを決定させるひとつの要因になっている場合が少くない。知的財産制度を持たない国家の多い地域においてあえて制度を持つことは、一方的な情報の不可逆を招き、知的財産制度を維持する国に周辺国の模倣という大きな不利益を与えるため、知的財産制度の採用は一國家

2) 名和小太郎「知的財産権」日本経済新聞社1993年9月

昔のイスラエルやオランダは外国企業の自国内への進出を防止するために国内に特許制度を設けず外国特許の模倣を奨励し、国家の産業を発展させた。これらの国々は外国企業から自国の産業を保護するために、自国に知的財産制度を設けない手法を採用するものであり、自国の技術水準が外国に比べ明らかに劣っている場合が多い。

3) 木村哲人「発明戦争 エジソン vs ベル」筑摩書房1994年5月

日本に特許制度ができるのは1885年だが、制度が発効する直前に工部省は海外の発明を大急ぎで取り込み、知らぬ顔をきめこんだ。ベルの電話を模倣したのもそれである。外国人が1885年以降に申請しても、「すでに日本人が作っている」として受け付けなかった。日本が先進国に追いつく便法として、明治政府がとった姑息な手段だった。蒸気機関の基本特許を持つジェームス・ワットは「特許明細は役所に所定料金を支払えばだれでも閲覧できる。発明は瞬く間に国外に持ち出されて、わが国に損害を与えていた」と嘆く。

の判断だけで決定されるのではなく、周辺国の知的財産政策が大きな影響を及ぼす。

今では非常に多くの国が知的財産制度を保有しているため、この知的財産制度を持たない国はあまり存在しないのではないかと考えるのは大きな間違いである。知的財産制度の設定内容、審査基準および運用方法は国家が独自に決定できることであり、たとえ知的財産制度を実施していると明言する国においても、特定の分野や物質を知的財産権の保護範囲から除外するなどの方法で、実質的に知的財産制度を骨抜きにしている国家が少なくない。また、外国企業と自国企業の公平な知的財産権訴訟が実施されている国はほとんどないと言っても良い。現在でも、完全な形で知的財産制度を設定し運用している国家は少なく、「知的財産制度を持たない国家」に近い国の方が世界の大勢を占めているのが現状である。

ちなみに、米国ではやけど治療のための皮膚の再生医療などの医療行為は特許が認められているが、日本では特許範囲から除外されているため、この分野に関する日本の医療ビジネスの発展が阻害されている。これは、日本の医療ビジネスを米国の最先端医療技術から保護するためと考えられるが、日米の医療技術の格差をますます拡大させるだけでなく、治療を受けたい日本の患者の期待を裏切る結果になっている。

知的財産制度を持つか持たないかは国家の専権事項であり、国家は諸外国に対し、「知的財産制度を持たない国家」という武器をいつでも保有することができ、ときには、自国企業の弱い分野だけを知的財産制度から除外する局地戦を国家が主導することも国家の自由であり、国家繁栄のために知的財産権の対象範囲から先端技術分野を除外する国がかなり多いことも事実である。このように「知的財産制度を持たない国家」に関する研究は、現在でも大きな意義があると考える。

2.2 輸入特許を認める国家

これは、自国よりも技術水準が高い外国企業の優れた技術に自国特許を与

える代償として自国に工場などの生産施設を誘致し、自国の雇用や生産を促進させることで国家繁栄を目指す国家である。

輸入特許とは、すでに他国で特許となった技術を後から自国で特許に登録し、自国で特許権の実施を促し自国の産業の発達を図る目的で与えられる特許である。現在の日本の特許法では、一部の外国すでに特許になった技術や公知となった情報に対して特許権を認めることはない。これはすでに公知となった情報に対して独占権を与えると日本の産業の発展に反すると考えるためである。

一つの国で特許を取れば世界中で通用する「世界特許」は、現在、日米欧で検討中であるが、たとえ世界特許に関する条約が成立しても各国の審査基準に相当隔たりがあるため、日米欧の間でもその運用に疑問視する声がある。更に、技術水準が低い国では、日米欧の先進国に自国産業を牛耳られるとの懸念が強く、世界特許の実効性は楽観できない状況である。

このため、発明した者は特許権の取得を希望する外国で個別の特許権を取得する必要があり、どれだけ画期的な特許であっても地球上のすべての国で特許権を取得することは、コスト面から不可能と言える。そこで、市場や人口が比較的小さい外国には特許出願を行わぬのが通例であり、これらの国では自国企業のみならず外国企業による生産や販売もないことから、国の産業や市場は発展せず、国家の生産技術や技術開発は衰退する。その対策として、その国家の知的財産権を与えることを条件に外国企業を自国に誘致し、自国の産業を発展させ国家を繁栄させるために輸入特許が考え出された。

たとえ特許の国際条約に加盟している国でも特許独立の原則から、国は特許法などの知的財産法を独自に決定できるため、輸入特許を認める国家が条約違反に問われることはない。この国家は、既に特許出願時期を過ぎた古い技術であっても優れた技術であり、その技術を保有する外国企業が希望すれば、他国では特許出願時期が過ぎたものでも、特許権を与え自国での生産を許可する。これは自国企業を犠牲にしてでも外国企業の自国への進出を促し自国の生産を活発化することにより、自国の技術水準を向上させる狙いで

行われる知的財産制度である。

外国企業が長期にわたり自国の市場を独占するため、この輸入特許の国家はむしろマイナス面が多いのではないかとの指摘もあるが、外国企業がその国に進出してこなければ、その市場が存在しなかったことは明白であり、この知的財産政策による自国企業のマイナス面は限定されたものと考えられる。逆に、輸入特許を取得した外国企業に刺激され、自国企業がその改良発明を行い、市場をさらに拡大させる可能性もあるため、この国家における輸入特許の存在意義は少なくないと考えられる。

一般的に、この知的財産制度を採用する国家は、自国の技術水準が外国に比べ低いときに採用される。この輸入特許は外国企業が合法的に市場独占できる制度であるが、実際に輸入特許を取得するかどうかは、外国企業にとってその国が市場や雇用や生産や輸出の面で魅力的であるかどうかで決まり、その判断は企業に委ねられる。この輸入特許は、外国企業に限らず、自国企業が外国企業の特許を模倣できれば自国企業にも与えられることは当然である。

ちなみに、日本にはたとえ外国で知られていることでも日本国内で公知でなければ、特許登録が認められる輸入特許に近い特許制度を採用していた時代があった⁴⁾。この知的財産制度を採用した理由は、当時の日本が外国に比べ技術水準が低くかったためであり、その結果、当時の知的財産制度により、日本企業が優れた外国企業の技術の模倣で日本の特許権を取得し、日本企業が海外の技術水準に素早くキャッチアップしたことは確実であり、当時の日

4) 名和小太郎「知的財産権」日本経済新聞社1993年9月

英国では大陸の織物職人や染色職人に王室特許を与え英国に移住させ産業を発展させた。すなわち、英國政府は優れた技術を持った外国人に特許を与え、英國の技術レベルを向上させるプロパテント政策をとった。国外で既に特許になっている発明でも自國の申請者に特許を与える「輸入特許」制度を持つ国もある。これは、自國に知的財産制度は設けるが、その技術がたとえ外国でよく知られている「世界公知」でも「国内公知」でなければ自國の特許を与えるものであり、外国に比べ技術の発展が遅れていた時代では日本も「世界公知」ではなく「国内公知」であった。

本の国家繁栄に寄与したと考えられる。

しかし、現代のネット社会において、外国で良く知られているが日本ではまったく知られていないことが存在するだろうか。ネット社会は、国境がないボーダーレスな情報共有が基本であり、デジタル情報技術が完璧なコピーや極めて容易な模倣を可能にしたため、自国だけが繁栄しようとする輸入特許の考え方は情報共有とは逆行するものであり、ネット社会から受け入れられないのは明らかである。

2.3 小発明も知的財産権にする国家

これは、比較的低い技術水準の自国企業を発展させるために、自国企業による簡単な改良などの小発明に知的財産権を与え、自国企業の技術開発力を育成することで国家繁栄を目指す国家である。

明治18年の特許法公布当時の日本企業の特許出願は技術水準が比較的低く、その多くが外国の基本技術の模倣あるいは簡単な改良であったため、外国企業に比べ日本企業が高い技術水準の特許を取得することはかなり難しかった⁵⁾。当時の特許法だけでは、高度な技術や大規模な研究開発を得意とする外国企業に日本の特許権を独占され、技術面で日本市場が外国に支配されるおそれがあった。

そこで、日本政府は比較的低い技術水準の改良技術でも知的財産権として認める制度を、特許法とは別に明治38年に新設した⁶⁾。これが実用新案法であり、技術水準の高い特許法と比較的低い実用新案法が両立する日本独特の「発明のダブルスタンダード」が完成し現在に至っている。特許庁は、いわゆる小発明を保護する実用新案法が、資金力のない日本の中企業や個人発

5) 関権「近代日本のイノベーション」風行社2003年3月

小発明をも保護する特許制度は、当時圧倒的な市場シェアを占める在来産業の技術革新にきわめて有利であった。当時の近代産業は決してその技術のすべてが先端技術であったわけではなく、小さい技術革新が必要であった。

6) 実用新案法第2条：この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。特許法第2条：この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

明家の開発意欲を高め、日本全体の技術力を向上させる役割はまだあると考えている。しかし、特許出願件数が増加する中で、実用新案の出願件数は年々減少し、その存在意義に疑問を投げかける人も多く、筆者もその一人である。

この「発明のダブルスタンダード」を採用する国家では、実用新案のような改善的な小発明に独占権を与えるため、大企業のみならず中小企業や個人発明家も含めた発明活動が活発化する反面、知的財産権の乱立を招くため発明同士の利用関係及び抵触問題が頻発し、侵害訴訟トラブルが増加するマイナス面も少なくない。逆に、小発明や改良発明が数多く生まれるため、一社単独の知的財産権が市場を独占する弊害が少ないプラス面もある。すなわち、これは、自国の発明奨励を促進したいが、一社だけによる市場独占を好まないときに採用される制度であり、この国では市場独占効果が比較的小さいため企業による開発競争は激化せず、たとえ開発競争に負けた企業も大きなダメージをこうむることはない。言い換えれば、この国家では企業活動における知的財産権があまり大きな比重を占めず、技術開発競争はそれほど活発ではないと言える。

現在の日本は、知的財産立国を宣言する一方で、実用新案制度と特許制度を併用する「発明のダブルスタンダード」を採用していることから、あえて言えば日本は、「小発明も知的財産権にする国家」に分類できる。日本の大企業の経営者の多くは、企業の安定成長を望むため、経営リスクの高い知的財産戦争の激化を好まず、過激な技術開発競争のない生温い知的財産制度を歓迎している。逆に、ベンチャー企業や外国企業と激しい競争を繰り返す企業は、小発明を乱立させ、知的財産価値を過小評価させる現在の知的財産政策に強い不満がある。日本が発明の審査基準の低い実用新案制度を温存している理由は、上述したように大企業のように膨大な費用をかけて研究開発を行うことができない日本の中小企業や個人発明家の保護という建前の理由ではなく、知的財産争奪戦の勝ち負けだけで企業の成否を決定する要因にしたくない日本の大企業の強い要望によると考えられる。

しかし、この日本の知的財産制度に対する姿勢は特許制度にも少なからず

波及しており、電機業界のように小発明を乱立させ、一社単独の特許網ではひとつの商品も製造できない事態を招き、他社とのパテントプールや特許ライセンスが常態化する弊害も起きている。これらの弊害は現在の知的財産制度が生み出しあり、知的財産立国を標榜する日本は今こそ実用新案制度と特許制度との「発明のダブルスタンダード」を見直す時期に来ていると考える。

この実用新案制度の継続は、日本政府が世界第二の経済大国を支える日本の技術開発力を信用せず、いまだに外国に比べ技術開発力が劣っていると考えるためである。日本の中小企業や個人発明家による小発明を保護するという建前の理由から、無審査による実用新案権の乱発が知的財産訴訟を増加させ、逆に資金力のない発明弱者を苦しめている現状に無頓着であることが、「発明のダブルスタンダード」を温存させる原因である。更に、平成16年の実用新案法の改正において権利存続期間を出願後6年間から10年間への延命させたことは、日本が進むべき知的財産立国とは相容れないものであり時代に逆行した法改正であると断言できる。

2.4 基本特許のみを知的財産権にする国家

これは、世界最高水準の技術開発力を持つ自国企業の更なる発展のために、知的財産権に絶大な権力を与えることで、企業間の知的財産権の獲得競争を強力に促し、外国の追随を許さないために技術開発力を飛躍的に向上させて、国家繁栄を目指す国家である。

この国は、前述の実用新案のような小発明に独占権を与えるのではなく、新規性があり進歩性に優れた基本特許である画期的な大発明のみに排他的な独占権を与える知的財産制度を持つ国であり、この制度では、審査基準が厳しくいため知的財産権の登録件数は少ないが、特定の企業や個人に非常に大きな独占権が与えられる特徴を持っている。このため、企業による発明活動や研究開発が活発化する結果、知的財産権を獲得した企業は市場独占による莫大な利益を得ることができる反面、その開発競争に敗れた企業は開発投資費用

を回収できないばかりか、他社にロイヤリティを支払う大きなデメリットを負うことが多くなる。

また、この国家では膨大な開発リスクにも対処できる大企業が有利になり、中小企業や個人発明家が活躍の場を失う場合が多くなる。企業においても商品開発や応用開発と同時に基礎研究が活発になり、最先端技術を制する企業が開発競争に勝利できるため企業間の激しい開発競争が繰り返され、これらの企業を多く持つ国家の技術革新が加速度的に進行する。その結果、外国企業とのグローバルな開発競争に勝利できる巨大企業を多く輩出でき、これらの企業が牽引役となり国家繁栄をもたらす。

ちなみに、米国特許取得件数トップ10企業は、IBM、キヤノン、HP、松下電器産業、サムソン、マイクロン、インテル、日立製作所、東芝、富士通の順番であり⁷⁾、10社の中に日本企業が5社も入り、米国企業が日本企業に比べ負けている。この事実に関して米国は日本企業に米国特許を牛耳られているとは考えず、むしろ日本企業が米国産業を発展させると考え、米国は外国企業による米国特許の取得を歓迎する。真の意味での知的財産立国は、自国の特許を取得する企業は自国企業でも外国企業でもどちらでも良いのである。その理由は知的財産立国の最終目的が、自国企業の発展ではなく、自国産業の発展による国家繁栄であるためである。

ところで、特許法の存在意義には、発明奨励説と公開代償説の2つの説がある。発明奨励説は、他人の発明の模倣を防止し、国家財産である発明を保護することにより、発明を奨励し産業活動を活発化し、国家繁栄を目指すものである。公開代償説は、発明者が他人の模倣を恐れ発明の公開を躊躇し秘密にすると、その発明が日本で活用される機会を逸するため、公開の代償として発明者に国家による特許権の保護を約束し、国家繁栄を図るものである。

両説とも特許権の存在意義は企業の発展ではなく、産業を活発化し国家繁栄を目的にしている。この国家繁栄の目的を達成するには、改善的小発明

7) <http://news.braina.com/2006/0111/>

ではなく基本的な大発明だけを奨励し、その公開の代償として基本特許のみに大きく広い知的財産権を与える方が、知的財産権によるマイナス面をミニマム化でき、かつ、技術開発力が強化されることから、国家繁栄に結びつく場合が多いと考えられる。

この国家は、基礎研究から応用開発までの長いスパンの開発投資が必要となるため、豊富な資金と人材を持つ大企業に有利であるが、日本の業界のリーダー企業の中には世界の10位にも入れない分野もあるように、この知的財産制度を採用する国では、全世界の中の企業の位置づけが重要になる。この知的財産制度を実施する国家は、国内の企業間の開発競争よりも、国家間の開発競争の視点が非常に重要になる。そこで、この政策が行き過ぎると、国家間の知的財産紛争を勃発させる可能性があるため、この知的財産制度を採用する国家は企業間の自由な開発競争だけに任せることではなく、国家間の利害関係を事前に調整することを忘れてはならない。

2.5 国家と知的財産権の関係

上記の4種類の国家の知的財産政策を比較したのが表1である。知的財産の登録件数は小発明も知的財産権にする国家が最も多く、外国企業による知的財産権の取得率は輸入特許を認める国家が最も高い。市場独占の弊害が最も低いのが知的財産制度を持たない国家であり、その弊害が最も高いのが基

表1 国家の知的財産権政策の比較

	知的財産制度を持たない国家	輸入特許を認める国家	小発明も知的財産権にする国家	基本特許のみを知的財産権にする国家
知的財産権件数	ゼロ	少ない	非常に多い	比較的少ない
外国企業取得率	ゼロ	非常に高い	低い	高い
市場独占の弊害	ゼロ	高い	比較的低い	非常に高い
技術開発競争	少ない	非常に少ない	活発	非常に活発
知的財産価値	非常に低い	低い	高い	非常に高い
技術水準	非常に低い	低い	高い	非常に高い

本特許のみを知的財産権にする国家である。また、技術開発競争が最も低い国家は輸入特許を認める国家であり、知的財産制度を持たない国家に比較しても更に低い。また、知的財産価値と技術水準の最も高い国は、基本特許のみを知的財産権にする国家である。

国家の知的財産権政策は、プロパテント政策とアンチパテント政策の2つに分類できる。プロパテントとは、特許権の保護範囲を拡大し排他的独占権を強化することにより、企業の研究開発を促し産業の発達を目指す政策であり、具体的には特許対象範囲の拡大や特許権侵害に対する罰則強化や国家による研究開発支援などが実施される。一方、アンチパテントは、特許権を取得した企業による市場独占という弊害を最小限にするために、特許権の排他的独占権を弱めようとする施策であり、具体的には特許対象範囲の縮小や特許権の存続期間の短縮などを行い、特定の企業に偏らざるだけ多くの企業や個人発明家が研究開発競争に参入できるようにするものである。

国家と知的財産権の関係を図1に示す。知的財産制度のない国家では当然アンチパテント政策が採用され知的財産価値はきわめて低い。輸入特許のある国家では名目的な知的財産制度を保有するが、その政策はアンチパテント

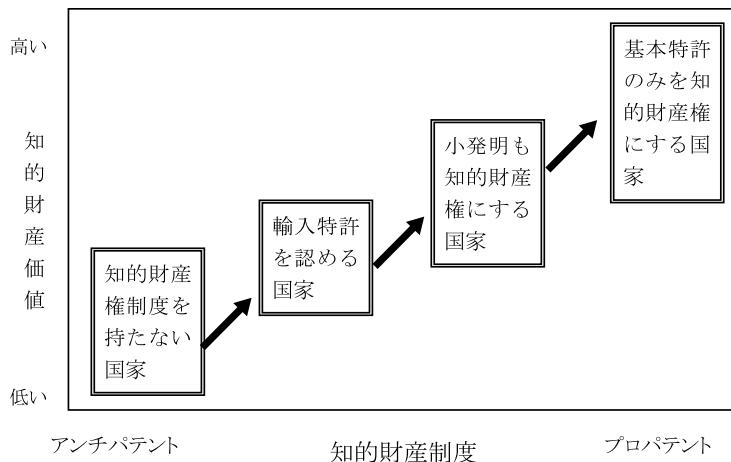


図1 国家と知的財産制度の関係

に近いものでありその知的財産価値は高いとは言えない。小発明も知的財産権を与える国家では、その政策はアンチパテントとプロパテントの中間的なものであるが、その知的財産価値は比較的高い。基本特許のみを知的財産権にする国家はプロパテント政策を採用し、その知的財産価値は非常に高い。これらの国家は技術水準に連動して変遷しており、プロパテント政策の採用とその知的財産の価値は、国家の技術水準と比例して向上する。

3. 米国の知的財産国家戦略

米国の特許制度が、建国時のワシントン大統領時代に創設された事実から考え、米国はもともと知的財産権に思い入れの強い国であり、現在の米国の繁栄は知的財産権の寄与するところが大きいと言える。米国大統領であり発明家であったリンカーン⁸⁾の言葉に「特許制度は天才の情熱という炎に利益と言う油を注いだ」があるように、特許制度は個人や企業の発明を加速し米国の産業の発展に大きく寄与した。たとえば、エジソンの白熱電球と蓄音機やベルの電話機など発明が米国産業の基礎を築き世界最大の工業国に発展させた歴史的事実は疑う余地がなく、知的財産制度がその国家の将来を左右すると言っても過言ではない。ちなみに、トヨタ自動車は、自動織機の特許権をプラット社に譲渡した特許料収入から始まった。もし、この特許料がなければ今のようなトヨタ自動車は存在せず、言い換えれば、特許制度がトヨタ自動車を誕生させたとも言える。

現在の日本も米国もプロパテント政策を採っているが歴史的に大きな変遷をたどって現在に至っている。ちなみに、直近の日本は知的財産戦略会議の発足、知的財産戦略大綱の決定、知的財産基本法の制定、知的財産立国宣言、知的財産高等裁判所の設置など、矢継ぎ早に知的財産制度を充実させて

8) 吉藤幸朔「特許法概説」有斐閣1997年12月

リンカーンの発明：1849年、彼が40歳の時に出願したものであるが、狙いは、荷物を積んだ船が浅瀬にさしかかった時、浮力室を持った船で浅瀬を無事に通り抜けるものであった。

いる。小泉前首相方針では、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として戦略的に保護・活用し、わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」と述べられており、安部内閣においてもイノベーション担当大臣を新設するなど、プロパテント政策は継続されている。

一方、米国は憲法に特許が明記されているように建国以来プロパテント政策を採用していたが、1929年の世界恐慌以降、大企業の特許権が市場を独占する弊害が顕著になり、アンチトラスト政策を実施した結果、一転してアンチパテント時代が長く続いた。しかし、1985年頃から、米国の貿易赤字と財政赤字の双子の赤字の原因が米国企業の国際競争力の低下であるとの考えが生まれ、当時のレーガン大統領の下で米国企業の競争力に関する諮問委員会の委員長であったジョン・ヤングは、知的財産権の保護強化が米国企業の国際競争力を復活させるとする通称ヤングレポートを提出した。

このレポートがプロパテント政策への転換のきっかけを作り、ブッシュ大統領を経てクリントン大統領の技術政策に引き継がれた。それを受け米国特許商標庁が特許審査基準を変更し、連邦巡回控訴裁判所が新設され、包括通称法182条（通称、スペシャル301条）により米国通称代表部の権限が強化され、関税法337条の改正で特許侵害の申し立てを容易にし、プロパテント政策が再開され現在に至っている。

現在のプロパテント政策が米国を世界最大の知的財産大国に育て、米国経済を完全復活させたと言っても過言ではない。米国はその成功体験から海外からの批判もお構いなしに、自国の都合だけを考えた利己的なプロパテント政策を加速している。その象徴が著作権法の改正であり、海外ではミッキーマウス保護法と揶揄されている。1928年に誕生したミッキーマウスの著作権の消滅期限は延長に継ぐ延長の末2003年とされていたが、米国政府はミッキーマウスなどの著作権を保有するディズニーだけでも年間3000億円という巨額ライセンス料を手中にするため、またしても20年間延長させてしまった。現在の米国のプロパテント政策が続けば2023年にもう一度ミキーマウス保護法は延長されると考えるのは自然であろう。更に、米国は世界の模倣品や海賊

版などの知的財産権侵害品の違法な取引額は年間数十兆円と推定し、米国の損失を回復すべく米国以外の他国にまでプロパテント政策を強要し始めており、今後とも米国のプロパテント政策は終わる気配がない。

また、米国のプロパテント政策の申し子がビジネスモデル特許（ビジネス方法特許）である。ビジネスモデル特許は、インターネットなどの情報技術を利用したビジネス方法に特許権を付与するものであり、今まで特許とは無縁と考えられていた銀行、証券会社、商社、小売業者、広告宣伝業者、保険会社、放送業者、ゲームソフト会社、運送業、倉庫業などの業務に関する特許出願を可能にしたものである。プライスラインの逆オークション特許（米国特許第5794207号）や、アマゾンドットコムのワン・クリック特許（米国特許第5960411号）などが代表例である。

米国がビジネスモデル特許を強行するのは、この特許が米国企業に有利であるためであり、次の3つの理由が考えられる。1つ目の理由は、米国の産業構造の変化にある。現在の米国の製造業による生産額が全産業の20%以下と低く、米国の産業の中心は製造業からサービス産業やエンターテイメント産業に移ってしまった。しかし、従来の特許法は製造業を中心に特許範囲を想定しており、上記の米国の得意とするサービス産業などは特許範囲外であった。そこで、米国は外国企業に比べ有利なポジションにあるサービス産業などでも特許を取得できるように考えたことが第1の理由である。

2つ目の理由は、インターネット発祥の地を自負する米国が最も得意とするデジタル技術やネットワーク技術を応用したビジネスに知的財産権を与え、米国が世界経済の覇権を強固なものにしたいと考えるためにある。マイクロソフトやインテルのような世界を代表する情報技術産業を抱える米国は、それぞれの情報技術を知的財産権にするだけでは飽き足らず、それを活用したビジネス自体を知的財産権で支配しようと目論んで、ビジネスモデル特許を発明したと考えられる。

3つ目の理由は、米国の弁護士や弁理士が90万人を超えるほど豊富であることである⁹⁾。ちなみに、日本の弁護士や弁理士を合わせても2万人である。

ビジネス方法を特許にできるようになると、企業間の知的財産訴訟の急増が予想され、その結果、数多くの米国の弁護士や弁理士を有効活用して、米国企業の優位性を合法的に構築する狙いがあると考えられる。

すなわち、米国は、製造業では世界に歯が立たないと悟るや、米国の得意なサービス産業と情報技術と豊富な弁護士を組み合わせ、製造業のためのものであった従来の知的財産権を改質し、合法的で絶大な威力を持ったビジネスモデル特許という新たな武器を誕生させ、グローバル競争の勝者になろうとしている。

ところで、米国の特許制度の特徴は、先発明主義と非公開主義とサブマリン特許であり、これらは世界の特許制度の中でも極めて特殊な特許制度であり、米国の知的財産への信念やこだわりを見て取ることができる。米国の先発明主義は日本の先願主義に対するものであり、発明が完成した日時を証明する方法があり発明から一定期間内に出願すれば、その発明日が認められる制度である。

ちなみに、日本の先願主義は発明日に関係なく出願した日が審査の基準になる。米国の先発明主義は、発明の先後を決定する審査や訴訟が増加する欠点があるが、真の発明を決定するのに時間と労力を惜しみなくかけることが知的財産立国の証であるとの米国の自負があると考えられる。ただし、最近、米国も世界各国からの働きかけで、先発明主義をあきらめ先願主義へ変更する動きも報じられている^{10), 11)}。

9) 木村哲人「発明戦争 エジソン vs ベル」筑摩書房1994年5月

米国の特許裁判の法廷は被告側が陪審員立会にするか陪審なしにするかを決める権利がある。ところが彼らは普通の市民で、科学の教養がある訳ではないから、難解な式数や理論が解るわけがない。当然法廷は技術解説を巧みにやってのける証人の腕にかかるてくる。エジソン研究所は特許裁判のスタッフを組織した最初の会社であり、陪審員を説得する手腕に長けていた。エジソンは生涯に數え切れぬほど特許訴訟を起こした。相手が悲鳴を上げて妥協するまで何度も訴え続けるのが彼の手で、エジソンを敵に回すには大変なエネルギーと費用が必要だった。

10) 読売新聞2006年9月27日

米欧など先進41か国の特許当局は、特許を与える基準について、早く出願した企業や個人に特許を与える「先願主義」で統一することで大筋合意した。先に発明した方に権利を認める「先発明主義」を採ってきた米国が、日欧が採用する「先

非公開主義は、公開による特許の盗用などの発明者の不利益を解消するものであり、これも知的財産権を尊ぶ精神から生まれたものである。また、サブマリン特許¹²⁾は、先発明主義と非公開主義の複合効果で発生する特許であり、長期間の審査の後で突然水面に浮上する潜水艦のように特許が現れるためこの名前がついている。これは、特許審査中がすべて非公開であることと審査中に発明の分割を繰り返し発明日が変更されることから、このような後出しじゃんけん特許が生まれたものと考えられる。先発明主義と非公開主義とサブマリン特許は、米国の知的財産権を尊重しすぎるあまり、実務上のトラブルを完全に無視した制度である。しかし、これらは同時に米国が知的財産権による国家繁栄を目指す国であることを内外に表明するものであり、知的財産権が米国経済を支える最大の武器であり、プロパテント政策が米国の発展の原動力であると確信する米国民や米国企業の圧倒的な支持を得ていることは疑う余地がない。

4. ネット社会の知的財産権

4.1 ネット社会における知的財産権の存在意義

インターネットのW.W.W.を発明したバーナーズ・リーも、マイクロソフトのウインドウズに対抗してOSソフトのリナックスを作ったリーナス・トーバルスも、インターネット上の百科事典のウィキペディアを発明したジミー・

願主義」に転換して歩み寄った。

11) 日本経済新聞2006年10月1日

米国の先発明主義の問題はいくつかある。先願主義では特許出願から1年半で公開されるが、米国は公開制度を持たず保護期間も出願日から起算しなかったため、継続出願によって深く潜行し、技術が普及したころに権利を主張することができた。「サブマリン特許」と呼ばれ、日本企業も多額の賠償を請求された。また米国内では先発明主義に立つが、外国企業が米国で特許出願する場合には、出願日が発明日とみなされ、相対的に外国企業が不利な立場に立たされてきた。

12) 寒河江孝允「知的所有権の知識」日本経済新聞社1998年2月

トヨタ自動車、日産自動車など自動車メーカーに対し、自動車製造用画像処理技術に関する特許権を有するレメルソン氏は、多額の特許使用料を請求（1992年）、年間600億円の収入を得た。このレメルソン特許はサブマリン特許の典型で、出願（1954年）から特許権を得るまで38年間潜伏していた。

ウェールズも、世界最高の検索になったグーグルを発明したサーティ・ブリンクも、動画投稿サイトのユーチューブを発明したチャド・ハーリーも、これらはすべて世界を変貌させる大発明であるにもかかわらず、特許権などの知的財産権による市場独占を行わず、ネット社会の基本ルールである「世界中の人が無料で使用できること」を採用した^{13),14)}。この結果、これらの人たち

13) トーマス・フリードマン著、伏見威蕃訳「フラット化する世界」日本経済新聞社
2006年5月

W.W.W.はバーナーズ・リーのものだ。彼が設計し、開放し、独占権行使せず、自由に使えるようにした。1991年W.W.W.がデビューすると、それまで混沌そのものだったサイバースペースにたちまち秩序と明瞭さがもたらされた。その瞬間からウェブとインターネットは一体となってネットユーザーが60万人から4000万人へと急増した。1991年、リーナス・トーバルスというヘルシンキ大学の学生が、マイクロソフトのウインドウズと対抗するOSのリナックスを開発して公表し、エンジニアやおたくにオンラインでの改良を無料で行うように呼びかけた。トーバルスが最初に公表して以来、世界中のプログラマーがそれを操作し、加筆し、拡張し、パッチを加えて、リナックスを改良していった。その使用権許諾書には、誰でもソースコードをダウンロードして改善できるが、アップグレードされたバージョンは誰でも無料で入手できるようにしなければならないと明記されている。ウェールズは、ウィキ・ウェブサイトに百科事典のページを載せて、ビギナーが編集、加筆、修正できるようにした。それが初年度から圧倒的な勝利を収め、忠実な信奉者が増えて、2万項目に達し、十数カ国に翻訳された。2005年末、ウィキペディアはひと月の閲覧が25億を超え、ウェブ上で最もビギナーの多いサイトになった。

14) 日経ビジネス2006年9月25日

グーグルは、全世界の情報を整理して誰も簡単にアクセスできる知の開放でネット民主主義をつくり文明を変える。グーグルは、1万台以上のコンピュータが絶え間なくウェブサイトを巡回し、自動的に更新し続ける世界最大級のデータベースを築きあげ、そこに誰もが簡単にアクセスできるようにした。グーグルマップ、グーグルアース、グーグルブックサーチ、グーグルビデオなどグーグルが打ち出すサービスは常に革新的でタダ。動画を次々とユーチューブに投稿するのは、ほとんどが一般人。視聴者は見た映像を格付けし、掲示板で議論を交わし、面白ければ友達に紹介する。アクセスが集中すればするほど、映像はランキングの上位に食い込み、さらに多くの視聴者を集める。視聴者が自ら番組を作り、視聴者の直接的な評価を反映できる仕組みが、ユーチューブの爆発的な成長の原動力となっている。テレビ局がスポンサー企業の意向に沿って、視聴者を扇動するような番組を作り、テレビ局の都合が良い時間帯に番組を流す従来の手法とは正反対の発想と言っていい。マイスペースは、自分のプロフィルやブログを公開し、友達同士で音楽や写真を共有できるSNSであり、現在の会員数は1億1000万人である。グーグルやユーチューブやマイスペースなどは古い秩序を破壊しつつ、世界中の民衆を巻き込んで、大きな社会変革を引き起こうとしている。我々はネット民主主義の勃興を眼の当たりにしている。

は従来の企業のように知的財産権で市場を独占し多額の利益を得るのではなく、すべてのサービスに対し知的財産権を主張せず無料化することで市場を味方にして市場から圧倒的な支持を得ることに成功した。

ネット社会の情報には、すべての人がいつでも自由に使用できるものでなくてはならないという暗黙の了解が存在している。ネット社会は情報共有と情報公開を基本哲学とするため、情報は無料あるいは極めて安価に流通する基本ルールがある。しかし、この社会における情報の価値は高く、一部の富裕層が高額な情報の取引を行うが、それらはネット社会のスタンダードになることはなく、この社会の情報はあくまで無料が基本となる。ところが、その基本を無視して、ネット社会においても知的財産権を取得した情報から利益を得ようとする試みが繰り返されるが、知的財産権による有料情報はネット社会では普及せず市場の支持を得られず消えざる運命にある。このようにネット社会と知的財産権は相性が悪く、知的財産権という国家権力はネット社会ではあまり力を発揮できないばかりか、ネット社会では拒絶反応が強くほとんど生き残ることができない。

ちなみに、インターネットの検索エンジンのグーグルは、シリコンバレー近くのマウンテンビューの全市民に高速インターネット接続を無料で提供しようとしている¹⁵⁾。この無料化の流れは全米で広がっており利用希望者はワイヤレスの接続機器を購入すれば毎月の料金が無料となる。このように、今までのように知的財産権を取得し競争相手を排除し合法的に市場を独占して、ユーザーに高額な使用料を課すことはネット社会に馴染まない。つまり、ネット社会のルールを熟知した者は、知的財産権を取得しなかったため市場独占に成功したと言える。

更に、従来の企業が市場を独占するには莫大な開発投資や優秀な人材を必要としたが、ネットユーザーの集まるコミュニティなどによるボランティア活動を利用するため、たとえ資金がない企業や個人でも自分のアイデアをネッ

15) W E D G E 2006年10月 p 27

ト上に公開すれば、「オープンソース」方式によりネットユーザーがそのアイデアに基づき知的財産を改良し完成させてくれる。つまり、ネット社会の新しいビジネスルールは、今までのような開発投資や開発労力も不要にするため、従来型の知的財産制度による開発投資の回収が不要となり、ネット社会における知的財産制度の存在意義をますます低下させることになる。ネット社会の知的財産活動の成否は、ネットユーザーに受け入れられる否かで決まり、排他的独占権を盾に高額な料金を一般ユーザーに課す知的財産権はネット社会を機能麻痺させネットユーザーからの反発を受けるため、ネット社会では存在できないのである。

ネット社会と知的財産権が共存できない理由には次の3つがある。1つ目の理由は、現代のネットワーク化やデジタル化などの情報技術の性格が、情報偏在や情報格差をなくす情報共有を目指すものであり、従来の知的財産権による情報独占とは相容れないものであるためである。すなわち、従来の知的財産権は、企業や個人による情報独占を国家が合法的に認める制度であり、ネット社会の基礎ルールである情報共有とは共存できない関係にあるためである。

2つ目の理由は、従来の工業社会は製造業などの企業が主役であり、合法的に市場を独占する知的財産権は法律的にも企業のものであったが、ネット社会ではユーザーが主役であり、企業だけに巨額の利益を与え大多数のユーザーに大きな負担を強いる知的財産権はネット社会には受け入れられないためである。すなわち、このネット社会は、今までのように知的財産権を獲得した特定の企業が法外な利益を独占する社会ではなく、すべてのネットユーザーが自由に平等に情報を利用できる民主的な社会を目指しており、この社会の主役たちは企業の情報独占を最も嫌うためである。

3つ目の理由は、従来の知的財産権が国家単位で運営されている反面、ネット社会の情報技術は国境を越えたボーダーレスの世界で初めて意味を持つものであり、ネット社会と知的財産権は共存できない。更に言えば、知的財産権という国家単位の情報独占がボーダーレスのネット社会の情報共有を妨害

し、特定の国の知的財産権という情報独占を許すこと自体がネット社会を破壊することになるためである。特定の国の中しか存在できない知的財産権と国境の存在を容認しないネット社会は共存を許さない関係にあると言える。

ところで、ファイル交換ソフトのウィニーは、我々が音楽CDというプラスティックを欲しいのではなく、我々が欲するものは音楽を聴きたいだけであることを再認識させてくれた^{16), 17)}。その結果、今では非常に多くの人が、音楽を聴きたいときにCDを買うのではなく、ネットから音楽をダウンロードする方法に転換した。これにより音楽CDの売り上げが激減し、音楽産業やアーティストたちは存亡の危機に立っている。これは音楽産業やアーティストたちが従来型の知的財産権である著作権に固執し、音楽のダウンロード配信という新たなビジネスモデルに参入し遅れたためである。音楽CD売り上げが減少する一方で、皮肉にもネット配信による音楽ビジネスは急成長している。

換言すれば、音楽産業やアーティストたちを窮地に陥れた真犯人は古い考え方による著作権であり、音楽産業は著作権保護を主張しすぎたため、ダウンロード販売という絶好の著作権ビジネスを失ったと考えられる。今後、新し

16) 日本経済新聞2006年10月14日

インターネットによる音楽配信などのデジタル音楽の売上高が今年1月～6月で音楽ソフト全体の売上高の11%に上り、初めて1割を超えたことが国際レコード産業連盟の調べで分かった。中でも、米国のデジタル音楽の売上高は5億ドルで世界全体の半分を占め、韓国ではすでにデジタル音楽が同国のおもな音楽ソフト全体の51%に上る。しかしCDなどの売上高は10%減少した。

17) 神田敏晶「Web 2.0でビジネスが変わる」ソフトバンク新書2006年6月

ウィニーの流行で明らかになったのは「パッケージソフトとしてのコンテンツ」の限界だ。ファイル交換というネット技術は、2500円で売られているCDパッケージをパソコンに音声データとして取り込み、サーバーからサーバーへと世界中に簡単に漂流できる環境をもたらした。その結果、2500円分の価値が丸ごと消失してしまった。これは現在の音楽産業のビジネスモデルの崩壊を意味している現象ともいえる。音楽産業は、違法コピーによる損失に危機感を抱き、音楽コンテンツのダウンロード配信に長らく懐疑的であった。自宅の棚にあったCDの巨大な棚はすでにiPodとパソコンに吸収された。音楽産業が著作権保護を楯にしたことによって、正規のダウンロード販売のチャンスを失ったと同時に、アーティストもJASRACに権利を委託することによって自らの音楽を聴いてもらえるチャンスを失ったとも言える。

いネット環境へ適合した著作権または新たな知的財産権¹⁸⁾を構築することが、音楽ビジネスを危機的状態から救う唯一の道であると考えられる。

これらの現象は、音楽ビジネスだけでなく、非常に多くの分野で同様の現象が発生している¹⁹⁾。ちなみに、ネット社会において新聞や書籍や雑誌などの情報価値が高まる中で、これらの発行部数の減少が顕著であることは、上記の音楽ビジネスと同様である。つまり、ネット社会は新聞や書籍や雑誌の記事には高い情報価値を与えるが、印刷された紙のような「物」にはほとんど価値を見出さない。以上のように、情報技術革新が加速するネット社会では、著作物や発明品などの「物」だけに依存する従来の知的財産制度が生存できないことは間違いない。

4.2 ネット社会の知的財産の特徴

農業社会と工業社会と情報社会とネット社会を、情報活用、活動主役、情報競争、規格標準、活動範囲、知的財産の面から比較した結果を表2に示す。

農業社会における情報の活用は村落などの特定の地域の情報に限られ、情報を所有する考えがないことから個人や村で情報を保有するだけにとどまる。工業社会では製造などに関する企業情報が生まれたため、個々の企業が製造技術などに関する情報を所有する考えが生まれた。情報社会では主に企業が独占した情報から多額の利益を生み出す情報独占システムが誕生した。ネット社会では情報はすべての人が自由に平等に共有することが基本になるため、情報社会のように情報を独占する者は成功者にはなりえない。この社会ではたとえ特定の企業が新たな情報を創造しても、その情報を無料で公開して、市場から歓喜をもって受け入れられることが唯一の情報活用の方法となる。

18) ウィキペディア：クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons) とは、ウェブ上で行われるプロジェクト、またそれを実施する非営利団体で、法的手段を利用して出版物の創造、流通、検索の便宜をはかるものである。利用される法的手段にはパブリックドメインやオープンコンテンツによるライセンスがある。

19) グーグルの書籍の全文読むことができる書籍検索、インターネットでの新聞の閲覧、ユーチューブによる動画配信など。

農業社会の活動の主役は農耕を行う家族や村のような地域の小集団に限られ、工業社会の活動の主役は大量生産品を造る製造業であり、情報社会の活動の主役は情報を創造する情報創造型企業²⁰⁾であるが、ネット社会の活動の主役は企業ではなくネットユーザーであり、そのネットユーザーは情報を利用するだけでなく、同時に情報を創造し情報を発信する者にもなるため、ネット社会では情報社会のような特定の企業からの情報だけに依存することはない。ネット社会の活動の主役がネットユーザーという一般市民であることから、この社会における情報の取り扱いは企業による独占を拒絶し民主的なルールで行われる傾向が強くなる。

農業社会における情報の獲得競争はほとんど存在せず、工業社会では企業間の局地戦による情報戦争が起きやすくなる。情報社会では情報の獲得が極めて重要な意味を持つため、企業だけでなく国家も巻き込んだ総力戦が展開されるが、ネット社会でも新たな情報を創造する競争は行われるが、この社会が極端に嫌う知的財産権による情報独占が存在しにくく、知的財産の獲得戦争があまり意味を持たないため、企業やネットユーザーはW i n - W i n の関係を指向するようになる。

農業社会における情報の標準化や規格化は情報の量や性質から必要がない。工業社会における情報の標準化は企業内や企業間の製品製造に重要であるが、その範囲は企業内の社内標準や業界標準にとどまる。情報社会における情報の標準化は情報量の増大と多様化のため企業単位や業界単位の標準化では限界が生じ、国家標準が主体となる。この国家標準は国境を越え情報を取引するネット社会ではほとんど役に立たなくなるため、ネット社会では世界標準のみが意味を持つことになる。

農業社会の活動範囲は村落などの限定された地域に限られる村単位であり、工業社会の活動範囲は企業単位が主体となり、情報社会の活動範囲は著作権などの知的財産権を国家が保護するため国家単位となるが、ネット社会の活

20) 村山博「情報創造型企業」ふくろう出版2006年4月

動範囲は国境のないボーダーレスになる。ちなみに、米国にあるグーグルのユーザーの約80%が米国以外に居住している。

農業社会では知的財産権の考えがないためすべての情報は個人や小集団のノウハウであり、工業社会では製造業などの発明による工業所有権が主体となり、情報社会では情報を創造した者を保護するために著作権や特許権などの知的財産権が極めて重要になるが、ネット社会では情報独占のための知的財産権は生存できず、ほとんどの情報が知的財産権を持たない知的財産権フリー（パブリックドメイン）になり、原則的に誰もが自由に平等に情報を使用できる。

表2 社会と知的財産情報の関係

	農業社会	工業社会	情報社会	ネット社会
情報活用	情報保有	情報所有	情報独占	情報共有
活動主役	家族や村	製造業	情報創造型企業	ネットユーザー
情報競争	平和利用	局地戦	総力戦	W i n - W i n
規格標準	標準不在	社内標準	国家標準	世界標準
活動範囲	限定地域	企業単位	国家単位	ボーダーレス
知的財産	ノウハウ	工業所有権	著作権と特許権等	知的財産権フリー

図2に示すように、社会の形態により知的財産権の獲得競争や知的財産の価値は変化する。農業社会は知的財産の価値が小さくその獲得競争はほとんどないが、工業社会では特許などの工業所有権が企業経営に影響を及ぼす存在になるため、その獲得競争が活発になる。更に、情報社会では著作権などの知的財産権が大きな力を持つため知的財産権を取得することが極めて重要になる。ところが、ネット社会では知的財産の価値は更に高まるが、情報共有というネット社会のルールにより特定企業に情報独占を許す知的財産権の意味が希薄になるため、知的財産権の獲得競争は減少する。しかし、ネット社会における知的財産に関する情報の価値はどの社会よりも高く、知的財産

権に頼らない情報の創造活動は非常に活発に行われる。

ネット社会における大発明家は、誰一人として知的財産権を主張する者がいない。その理由は、現状の知的財産権がネット社会に適合できないだけでなく、むしろそれを強制することによるネット社会からの反発による影響の方が、知的財産権による独占メリットよりも大きいためである。すなわち、知的財産はそれを生み出した発明家や著作者のものであるという発想自体がネット社会には受け入れられないのであり、ネット社会はユーザーが作るものであり、その知的財産を生み出した者だけのものではなく、ネット社会における共通の財産であるという発想がネット社会の特徴である。中でも、工業所有権といわれる特許や意匠や商標は、従来の考えに基づく製造業のためのものであり、ネット社会のビジネスには生き残るDNAは組み込まれておらず、著作権を含めて知的財産のネット社会への適合性について再検討する時期に来ている。

ところで、ネット社会以前の情報社会の知的財産創造戦略は、発明奨励戦略、自社開発戦略、知的財産導入戦略、新規分野拡大戦略、創造型人材育成戦略に5つに分類でき、知的財産活用戦略は市場独占戦略、クロスライセン

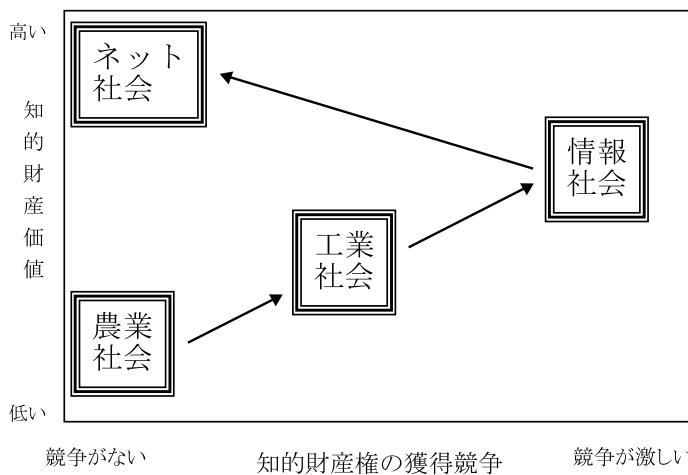


図2 社会と知的財産権の関係

ス戦略、知的財産プール戦略、権利譲渡戦略、ライセンス戦略の5つに分類でき、知的財産管理戦略は他社監視戦略、自社特許管理戦略、知的財産訴訟管理戦略、海外知的財産管理戦略、企業部門別知財管理戦略の5つに分類できる。

しかし、ネット社会では、知的財産創造戦略は共同開発戦略²¹⁾、知的財産活用戦略は標準化戦略²²⁾、知的財産管理戦略はノウハウ戦略²³⁾が主体になる。中でも、知的財産の創造に注力する企業が多くなる中で、知的財産を生み出す情報創造活動が一社単独で開発するのではなく、異業種や同業種も含めた共同開発が主体となる。更に、共同開発で得られた知的財産権を市場独占で使用するのではなく、ネット社会に幅広く普及するための標準化戦略が知的財産活用戦略の主体となる。

しかし、ネット社会は、その特徴である情報共有や情報公開とは反して、情報を秘匿するノウハウ管理戦略も同時に活発になるため、秘密情報の価値が飛躍的に高まる社会でもある。この秘密情報主義が進行するネット社会は、前述の「知的財産制度を持たない国家」に近い状態に陥りやすく、更に、知的財産制度を好まないネットユーザーの支持も容易に得られるため、ネット社会は「情報共有」と「秘密情報」が共存する社会になる危険が高い。

図3はネット社会以前の知的財産戦略を、図4はネット社会の知的財産戦略を示したものである。ネット社会の知的財産である共同開発戦略と標準化戦略とノウハウ戦略が合体すると、ネットワーク外部性という錦の御旗によ

-
- 21) 共同開発戦略：自社の単独開発にこだわらず他社との共同開発を優先する戦略。異業種のみならず同業種との共同開発や大学や公的研究機関との共同開発を行う。異なる優秀な頭脳の結集を可能にするため、この開発は発展的に拡大する長所を持つが、その知的財産権は自社単独で使用方法を自由に決定できない欠点を有する。
- 22) 標準化戦略：自社の知的財産権を活用した業界標準を設定し、その業界標準により市場を独占する戦略。
- 23) ノウハウ管理戦略：公開が必要な知的財産権をとらず秘密情報で管理するものであり、公開義務のある特許出願を行わないノウハウ管理戦略。ノウハウ情報が他社に遺漏しなければ最大20年間の特許期間よりも長期間の競争優位が可能であるが、秘密情報管理は多大なコストや労力を要する場合が多い。

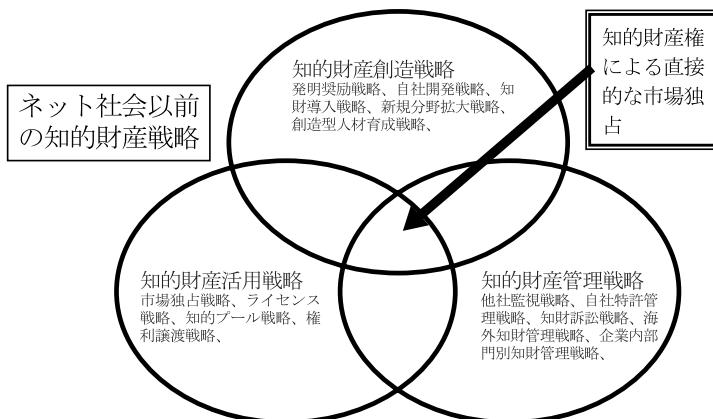


図3 ネット社会以前の知的財産戦略

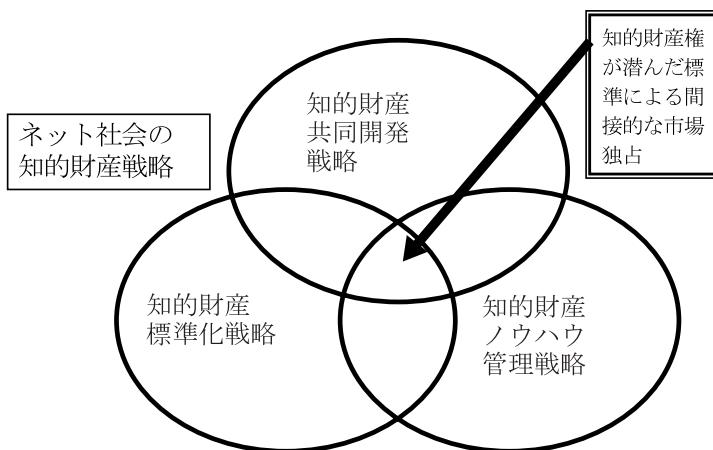


図4 ネット社会の知的財産戦略

る間接的な市場独占が正当化される。更に、企業だけでなく国家がそれに介入すると、ネット社会の市場独占は非常に強固なものとなり、従来では考えられないほどの巨大な利権を得る企業が生まれる。ネット社会の知的財産戦略は、今までのような知的財産権による直接的な市場支配ではなく、特定の

企業の知的財産権を巧みに「電子透かし」のように標準に忍び込ませて間接的に市場独占を図る手法に変貌する。すなわち、情報独占を嫌うネット社会は、知的財産権と標準の合体により、容易に情報独占されやすい特徴を持っている。

ボーダーレスでグローバルな情報共有を目指すネット社会は、国家という発想自体を時代遅れのものとする反面、そのネット社会は知的財産権という国家権力で必死に国家を存続し繁栄しようとする国々から構成されていることを忘れてはならない。知的財産という新たな舞台で、ネット社会と国家は戦争にも似た激しい主導権争いを繰り返し、共存の道を探ることになる。

5.まとめ

- ① 国家と知的財産権の関係は、知的財産制度を持たない国家、輸入特許を認める国家、小発明も知的財産権にする国家、基本特許のみを知的財産権にする国家の4つに分類できる。基本特許のみを知的財産権にする国家は、技術水準が高く知的財産価値が高くプロパテント政策を採用する。
- ② 現在の日本は、発明のダブルスタンダードを採用していることなどから、真の意味のプロパテント政策を採用しているとは言えない。
- ③ ネット社会と知的財産権は共存できない。その理由は、知的財産権が企業の情報独占のための国内の権利であるが、ネット社会はユーザーによるボーダーレスな情報共有を目指すためである。国家は知的財産権で国家を繁栄させようと試みるが、知的財産権を拒絶するネット社会はそれを許さない。
- ④ ネット社会の知的財産戦略は、共同開発戦略と標準化戦略とノウハウ戦略が主体になる。

参考文献

- 川口博也「概説 特許法・知的財産権条約」劉草書房2004年4月
カミール・イドリス著「知的財産」発明協会2004年12月

- 盛岡一夫「知的財産法概説」法学書院2005年3月
土肥一史「知的財産入門」中央経済社2005年1月
佐藤秀一、松本邦夫、羽鳥賢一「よくわかる特許」オーム社2006年7月
杉光一成、加藤浩一郎「知的財産管理と戦略ハンドブック」発明協会2005年9月
ケンブリュー・マクロード著、田畠暁生訳「表現の自由 vs 知的財産権」青土社2005年8月
後藤晃、児玉俊洋「日本のイノベーション」東京大学出版会2006年3月
関権「近代日本のイノベーション」風行社2003年3月
読売新聞東京本社経済部「知財で稼ぐ」光文社新書2004年2月
田村善之「知的財産法」有斐閣2006年5月
石黒一憲「国際知的財産権」信山社1998年10月
石黒一憲「国境を越える知的財産」信山社2005年2月
公文俊平「情報社会学序説」NTT出版2004年10月
栗原史郎、竹内修「21世紀標準学」日本規格協会2001年6月
梶浦雅己「IT業界標準」文真堂2005年2月
土井教之「技術標準と競争」日本経済評論社2001年4月
加藤一郎、中山信弘「プロパテントと競争政策」信山社1999年10月
ローレンス・レッシング、他「クリエイティブ・コモンズ」NTT出版2005年3月
発明協会「産業財産権標準テキスト特許編」2006年6月
村山博「情報創造型企業」ふくろう出版2006年4月
村山博「経営情報技術の活用」西日本法規出版2005年1月
村山博「高度知識化社会における情報管理」コロナ社2003年4月

(むらやま・ひろし／経営学部教授／2007年1月19日受理)

The State which Prospers by
Intellectual Property Rights and the Internet society
which Refuses Intellectual Property Rights

MURAYAMA Hiroshi

The reason why Japan declares the nation built on intellectual property and promotes innovations as the national policy is for Japan to become the winner of the global competition in information technology innovation and to aim at the industrial prosperity and the national prosperity. Japan makes many companies which win in severe intellectual property competitions and is going to establish the technical development power and R&D capabilities of Japan which does not allow imitation of foreign companies. However, the huge companies which got lawful market exclusive rights called intellectual property rights troubles small companies. There are opinions that intellectual property system reduces the technical development power of a country.

This paper considers the relation between states and intellectual property systems historically. And it also considers the changes of the intellectual property system of the U.S. which has the advanced intellectual property system. The intellectual property system guarantees the information monopoly only for a specific company over the long period. The Internet society aims at the information share and information disclosure equally. Coexistence of the intellectual property system and the Internet society is very difficult.

This paper studies the relation between the state which prospers by intellectual property rights and the Internet society which refuses intellectual property rights. The following conclusions were reached.

- 1) The relation between a state and intellectual property rights can be

classified into four, “the state without intellectual property systems”, “the state which accepts the imported patents”, “the state which also makes small inventions intellectual property rights”, and “the state which makes only epoch-making and great patents intellectual property rights”.

- 2) We cannot call Japan the state which has adopted the pro-patent policy, as Japan adopted “the double standard of invention”.
- 3) The Internet society and intellectual property rights cannot live together. Intellectual property rights are the domestic rights for information monopoly. On other hand the Internet society aims at the borderless rights for the information share.
- 4) The intellectual property strategies of the Internet society are the joint development strategy, the standardization strategy, and the know-how strategy.
- 5) The Internet society turns into the society where “sharing information” and “secret information” live together.

Key words; information, intellectual property, Internet society, intellectual property strategy,